

(別記 1)

食肉流通構造高度化・輸出拡大事業

第 1 取組の概要

本取組においては、食肉処理施設の再編合理化を通じた、流通コストの縮減、稼働率及び衛生水準の向上等による国産食肉の生産・流通体制の強化及び輸出の拡大を図るため、次に掲げるメニューを実施できるものとする。

1 コンソーシアム推進事業

国産食肉の生産・流通体制の強化及び輸出拡大を図るための 5 か年計画（以下「コンソーシアム計画」という。）を策定及び実行するための協議会の開催、調査、研修等

2 食肉処理施設整備事業

コンソーシアム計画に基づき実施する食肉処理施設（と畜（枝肉までの処理）から部分肉加工まで一貫して実施する食肉処理施設をいう。以下同じ。）の再編合理化に必要な施設整備、機械導入等

第 2 取組の実施基準等

本事業は、コンソーシアム推進事業と食肉処理施設整備事業の一体的な取組を支援するものとするが、複数年度にわたる事業計画も可とする。

1 コンソーシアム推進事業

（1）次の取組は、本事業の交付の対象外とする。

ア 特定の個人又は法人の資産形成又は販売促進につながる取組

イ 農畜産物の生産費補填（加工品の開発及び試作に係るものを除く。）若しくは販売価格支持又は所得補償

ウ 販売促進のための P R 活動としてのポスター・リーフレット等の作成、新聞・ラジオ・テレビ・インターネット等マスメディアによる宣伝・広告、展示会等の開催

2 食肉処理施設整備事業

（1）施設の能力及び規模は、産地の飼養頭数、生産数量、出荷計画、労働力の確保状況等を勘案して決定するものとし、事業実施計画の作成に当たっては、コンソーシアムにおいて合意の上、適切な能力・規模の決定を行うものとする。ただし、当該施設の受益農家は原則として 5 戸以上とする。

併せて、施設の利用率の向上、処理量の増大、コスト低減を図るための処理・加工技術、製品の商品性を含む市場調査の方法、販売方法等についても十分な検討を行うものとする。

（2）食肉処理施設の廃棄等

本事業での再編に伴い廃棄する必要がある既存施設（以下「廃棄施設」という。）に対しては、廃棄にかかる経費及び廃棄施設の設備の残余財産相当額の補填ができるものとする。

(3) 本事業により整備した施設（以下「整備後施設」という。）の所有者以外の者に貸し付けることを目的として施設を整備する場合については、次のとおりとする。なお、貸付先は、コンソーシアムの構成員とする。

ア 貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、都道府県知事と協議するものとし、これらの事項について変更する場合にあっても同様とする。

イ 整備後施設の受益農家は、原則として、5戸以上とする。

ウ 整備後施設の所有者が賃貸料を徴収する場合は、賃貸料は、原則として、「事業実施主体負担（事業費－交付金）／当該施設の耐用年数＋年間管理費」により算出される額以内であることとする。

エ 貸借契約は、文書によって行うこととする。

なお、整備後施設の所有者は、貸借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

3 その他

(1) 事業実施主体が自己資金若しくは他の助成により本事業を実施中であり、又は既に完了しているものについては、本事業の交付の対象外とする。

(2) 国等の他の補助事業による支援を現に受け、又は受ける予定となっている事業については、本事業の交付の対象外とする。

また、既存の施設・機械・器具・設備等の代替として、同種・同能力のものを再整備するいわゆる更新については、本事業の交付の対象外とする。

(3) 附帯施設のための整備は、本事業の交付の対象外とする。

(4) 施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する費用又は補償費については、本事業の交付の対象外とする。

(5) 事業の実施については、関係機関が一体となった推進体制が整備されているものとし、事業実施主体は、「食肉流通構造高度化・輸出拡大事業の配分基準について」（令和4年4月1日付け3畜産第2027号農林水産省畜産局長通知。以下「配分基準通知」という。）に定めた成果目標の達成のための推進活動を行うものとする。

(6) 交付対象事業費は、当該事業の実施地域の実情に即した適正な現地実効価格により算定するものとし、施設等の整備の規模については、それぞれの事業目的に合致するものでなければならない。

また、事業費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」（昭和55年4月19日付け55構改A第503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長通知）及び「過大積算等の不当事態の防止について」（昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産省大臣官房長通知）によるものとする。

(7) 交付の対象とする施設は、原則として、新品、新築又は新設によるものとし、耐用年数がおおむね5年以上のものとする。

整備に当たっては、既存の施設及び資材の有効利用、事業費の低減等の観

点から、当該事業実施地区の実情に照らし適当と認められる場合については、古品・古材若しくは間伐材の利用、増築、併設等を行うことができるものとする。

なお、原則として、この場合の古品・古材については、新資材等と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。

- (8) コンソーシアム又はその構成員が農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）第34条第1項に定める認定を受けていること又は本事業により整備する施設が竣工するおおむね3か月前までの間に認定を受けることを明確にしていること。

第3 事業実施主体

要綱別表の事業内容欄の事業の事業実施主体欄の畜産局長が別に定める要件は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- 1 畜産農家、食肉処理施設（整備後施設における牛や豚をと畜、解体、部分肉等にまで処理・加工する業務を実際に行う事業者が確定しているものに限る。）及び食肉流通事業者を必須の構成員として組織されたコンソーシアムとすること。
- 2 コンソーシアムの運営を行うための事務局を設置しており、かつ、代表者、意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にしたコンソーシアムの運営等に係る規約（以下「コンソーシアム規約」という。）を定め、事業実施及び会計手続を適正に行うことができる体制を有していること。
- 3 コンソーシアム規約において、一の手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。
- 4 コンソーシアム規約において、年度ごとの事業計画、収支予算等を構成員が参加する総会等により承認することとしていること。
- 5 構成員である個人、法人又は団体（以下「法人等」という。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）でないこと及び法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。
- 6 施設整備を行う者は、コンソーシアムの構成員のうち法人格を有する整備後施設の所有者であること。
- 7 施設の利用料金を設定する場合は、原則として施設の管理運営に必要な経費の範囲内で設定していること。

第4 補助対象要件等

1 コンソーシアム推進事業

補助対象要件及び交付率等は別表1及び別表2に掲げるとおりとする。

2 食肉処理施設整備事業

(1) 補助対象要件及び交付率等

補助対象要件及び交付率等は別表1及び別表2に掲げるとおりとする。

(2) 施設等の基準

施設等の基準は別表3に掲げるとおりとする。

(3) 食肉処理施設の廃棄の基準等

ア 食肉処理施設の廃棄

(ア) 廃棄の対象は、廃棄計画において、廃棄する旨が記載された施設及びその設備であること。

(イ) 廃棄施設を売却して得た対価（当該売却に係る経費を控除した額をいい、再編合理化計画が作成された日から本事業に係る交付金の交付決定を受けた日までに売却して得た額を含む。）については、これを交付対象経費から控除する。

(ウ) 交付対象経費には食肉処理施設の廃棄後の整地等に係る経費については含めることができないものとする。

イ 廃棄施設の設備の残余財産相当額の補填

(ア) 交付対象は、別表1の1(2)の補助対象要件欄のア及びイに掲げる施設等（取得年月が明らかであって、その取得価額（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第126条及び第127条又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第54条及び第55条に規定する方法により算出した減価償却資産の取得価額をいう。）が単価20万円以上のものに限る。）を廃棄する際に、当該施設等について減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「財務省令」という。）別表に掲げる耐用年数（以下「耐用年数」という。）に応じて旧定率法（所得税法施行令第120条第1項第2号ロ又は法人税法施行令第48条第1項第2号ロに規定する旧定率法をいう。）又は定率法（所得税法施行令第120条の2第1項第2号ロ又は法人税法施行令第48条の2第1項第2号ロに規定する定率法をいう。）により減価償却を行った場合の当該施設等の未償却分の残余財産相当額（以下「残余財産相当額」という。）とする。ただし、耐用年数を超えている施設等は対象としない。

(イ) 個人において使用され、又は法人において本事業の用に供された中古資産については、当該中古資産が、整備後施設において（ア）の耐用年数以上に設定されている設備であって、かつ、（ア）の要件を満たすものに限り、交付対象とすることができる。

(ウ) 交付対象経費の算出に当たっては、次の点に留意するものとする。

- a (ア) の施設等又は(イ) の設備(以下「対象施設等」という。)を取得した営業年度(廃棄施設の営業年度又は事業年度等をいう。以下同じ。)における当該対象施設等の減価償却額は、当該対象施設等を取得した月にかかわらず、当該対象施設等を取得した営業年度の期首にこれを取得したものとみなして算出するものとする。
- b 廃棄施設が、営業年度の途中において食肉処理を休止する場合には、当該営業年度における対象施設等の減価償却額は、次式により算出するものとする。

$$\alpha = \beta \times (\gamma \div 12)$$

α : 減価償却額

β : 廃棄施設の食肉処理を休止した営業年度末における減価償却見込額

γ : 廃棄施設の食肉処理を休止した営業年度の期首から食肉処理休止月までの間の月数(1か月に満たない月は、これを1か月とする。)

- c 廃棄施設が、営業年度の前年度において既に食肉処理を休止している場合には、対象施設等の残余財産相当額は、当該営業年度の前年度の3月31日現在において評価するものとする。
 - d 廃棄施設において、対象施設等と当該対象施設等についての資本的支出(所得税法施行令第181条又は法人税法施行令第132条に規定する資本的支出をいう。以下同じ。)に係る部分とをそれぞれ別個の減価償却資産として財産管理台帳等に掲載し、それぞれについて別個に減価償却を行っている場合にあっては、本体である当該対象施設等が耐用年数を超えているときは、当該資本的支出に係る部分の残余財産相当額については、交付対象とはしない。
 - e 対象施設等について資本的支出がなされ、当該対象施設等が耐用年数の期間内である場合には、当該対象施設等とその資本的支出に係る部分とをそれぞれ別個の減価償却資産として区分し、それぞれについて(ア)、(イ)、(ウ)のaからdまでの規定に留意して交付対象経費を算出するものとする。
- (エ) 対象施設等を売却して得た対価については、これを交付対象経費から控除する。ただし、事業実施計画が作成された日から本事業に係る交付金の交付決定を受けた日までに施設等を売却した場合であって、当該施設等に係る対価が(ウ)のaからcまでの規定に準じて算出した残余財産相当額を上回ったときは、その上回った額についても交付対象経費から控除するものとする。
- (オ) 廃棄施設は、地域の実情を踏まえつつ、施設の築年数等を十分に勘案

して選定するものとする。

なお、残存年数が相当期間ある施設については廃棄対象とすることが必ずしも望ましいといえないことから、施設の有効活用も含め十分に検討するものとする。

第5 採択要件

1 コンソーシアム推進事業

本事業は、コンソーシアム計画を策定及び実行するための協議会の開催、調査、研修、食肉処理施設の用地確保のための調整会議等の取組を支援するものとする。また、事業実施主体は、以下に定めるコンソーシアム計画を既に策定しているか、又は本事業実施期間中に策定予定である必要があるものとする。

(1) コンソーシアム計画は、以下の全てについて明記されていること。

ア 生産・流通体制強化に関する以下の計画

- a 安定的集出荷、処理、販売計画
- b 輸出拡大計画（輸出向け出荷量5%以上の増加（新規の取組又は直近年の輸出実績がない場合は、いずれの国への輸出を新規で実施）する計画とすること。）
- c 消費者ニーズを反映する生産体制推進計画
- d 生産者の顔が見える販売体制推進計画

イ 食肉処理施設の再編合理化に関する以下の計画

- a 施設稼働計画（処理能力、処理量、稼働率、欧米並みの衛生管理）
- b 経営安定計画（と畜・加工料金設定、人材育成・後継者確保方針）
- c 食肉処理・加工・流通コストの低減計画（省力化、加工技術の向上、物流協業化）
- d 災害時や施設メンテナンス時の対応計画

(2) コンソーシアム計画の計画期間は、5年度間以上とし、コンソーシアム計画期間中に施設整備事業が完了する場合は、当該施設整備事業の完了年度の翌年度を起算年として5年度間以上を加えた計画期間となるよう設定するものとする。

2 食肉処理施設整備事業

本事業は、コンソーシアム計画に基づき実施する食肉処理施設の再編合理化に必要な施設整備、機械導入等を支援するものとし、採択要件は次に掲げるものとする。

(1) 施設整備は、コンソーシアム計画に基づく対象食肉処理施設の再編合理化に必要な施設整備、機械導入等とする。なお、再編合理化とは、コンソーシアム内の2施設以上の食肉処理施設の統合又は機能再編による業務の効率化・高度化、専用施設化を図る取組により、食肉の輸出拡大や効率的・効果的な生産・流通体制に強化することをいい、当該食肉処理施設を起点とした物流の協業・共同化による流通コストの低減及び災害等非常時や施設メンテナ

ンス時の安定運営に必要な連携協定等を必須とする。

- (2) 再編施設（コンソーシアム計画に基づき整備を行う食肉処理施設をいう。以下同じ。）の新設又は改修及び廃棄は、当該施設が所在する都道府県が定める食肉の流通合理化計画に係る都道府県計画（以下「流通合理化計画」という。）に基づくものであることとする。

- (3) 事業実施主体は、再編施設の整備について、流通合理化計画に基づく整備計画（以下「整備計画」という。）を作成し、当該施設が所在する都道府県知事による承認を受けていることとする。なお、複数の施設を整備する場合は、それぞれの施設が所在する都道府県知事による承認を受けているものとする。

また、廃棄を伴う場合は、整備計画の中に流通合理化計画に基づく廃棄計画（以下「廃棄計画」という。）も含めて作成し、当該都道府県知事による承認を受けていることとする。

- (4) 整備に当たっては、整備後の1日当たりの処理能力頭数（牛は1頭につき豚4頭に換算する。）が、1コンソーシアムにつき、おおむね1,000頭以上の規模となることとする。

加えて、当該処理能力頭数は、現状（再編合理化前）のコンソーシアム内の処理頭数合計（直近3年度間の平均）を上回る計画とすること。

また、施設整備の交付対象は、1施設につき、おおむね700頭以上の規模となることとする。ただし、地域の事情により以下のアからエまでの2つ以上に該当する整備の場合、おおむね500頭以上の規模を可とする。

ア 県内1施設の食肉処理施設の他県の食肉処理施設との再編合理化

イ 地域の増頭計画に対応して処理頭数を増頭する計画を有する食肉処理施設の再編合理化

ウ 輸出専用食肉処理施設化による再編合理化

エ 牛又は豚の専用施設化による再編合理化

- (5) 整備後施設の稼働率はおおむね90%以上であることとする。

3 その他

(1) 成果目標

要綱別表の畜産局長が別に定める成果目標の内容、達成すべき成果目標の基準及び成果目標基準を満たすことが見込まれる類別の数は配分基準通知の別表1において定めるものとする。事業実施主体は、達成すべき成果目標基準を満たすことが見込まれる類別を選択し、配分基準通知の別表1から別表3により加算されるポイントの合計が38以上となるように成果目標を設定し、第7の2の再編合理化計画に記載するものとする。

(2) 目標年度

本事業は、事業完了年度から5年以内に設定するものとする。

(3) 上限事業費

別表4により計算される額を超える部分については、交付の対象外とする。

ただし、地域の実情等やむを得ない事由により、交付対象上限事業費を超えて施工する必要があると都道府県知事が特に認めた場合にあっては、各都道府県への交付金の配分額の中からこの額を超えて交付対象とすることができるものとする。

第7 事業実施等の手続

1 事業実施計画の作成

事業実施主体は、別紙様式第1号により、事業実施計画を作成し、都道府県知事に提出するものとする。

2 再編合理化計画の作成

(1) 事業実施主体は、別紙様式第2号により、再編合理化計画を作成し、1により作成した事業実施計画と合わせて都道府県知事に提出するものとする。

(2) 再編合理化計画の変更は、(1)に準じて行うものとする。ただし、成果目標の引下げに伴う変更については、災害その他やむを得ない理由がある場合を除き、認められないものとする。

(3) 再編合理化計画の計画期間は、5年以内とする。

3 都道府県知事は、1により提出された事業実施計画及び自らが事業実施主体となる事業の内容を踏まえ、別紙様式3号及び第4号により、都道府県事業実施計画（以下「都道府県計画」という。）を作成し、その成果目標の妥当性について、自ら検討を行ったうえで、地方農政局長等（北海道にあっては畜産局長等、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては当該都府県の区域を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）に提出し、更に、地方農政局長等とその成果目標の妥当性について協議を行うものとする。

4 地方農政局長等は、3の協議を受けた場合は、協議の内容を検討するため、必要に応じ関係部局で構成する検討会を開催し、公平性の確保に努めるものとする。

ただし、複数年度にわたって事業を実施する事業実施主体の事業実施計画の協議の内容の検討に当たっては、既に地方農政局長等との協議が整っている場合は、書類のみによる協議も可とする。

5 都道府県知事は、成果目標の達成に資する場合には、本事業の範囲内で、都道府県計画の取組内容等を変更することができるものとする。

ただし、成果目標を変更する場合にあっては、3に準じた手続を行うものとする。

6 事業の着工

事業の着工は、原則として、交付金交付決定に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情による場合は、交付決定前に着工することができるものとする。

第8 事業実施状況の報告及び事業の評価

要綱第23第1項及び第24第2項に定める畜産局長が別に定める項目は、別表5のとおりとする。

第9 他の施策等との関連

本事業の実施に当たっては、次に掲げる施策等との関連及び活用に配慮するものとする。

- 1 畜産物の需給の安定のための施策
- 2 株式会社日本政策金融公庫資金（沖縄県にあっては沖縄振興開発金融公庫資金）等農業金融に関する施策
- 3 農林水産物・食品の輸出促進対策に関する施策

第10 その他

1 周辺環境への配慮

施設整備に当たっては、環境汚染、騒音等の公害・衛生問題等に留意するものとする。

その際、事業実施主体と、都道府県事業実施計画を作成する都道府県知事及び市町村長など取組が実施される地域を管轄する行政当局は、周辺住民との調整を必要とする範囲等を相談し調整するものとする。

2 周辺景観との調和

事業実施主体は、施設整備を実施する場合は、事業費の低減を図ることを基本としつつ、立地場所の選定や当該施設のデザイン、塗装、事業名の表示等について、周辺景観との調和に十分配慮するものとする。

3 と畜残さ等の有効活用等

食肉処理施設の整備を実施する場合にあっては、と畜残さ等の再資源化等有効活用及びアニマルウェルフェアに配慮した獣畜の取扱いに努めるものとする。

4 作業安全対策の実施

事業実施主体は、作業従事者等の安全の確保を推進するため、作業安全対策に係る取組状況の点検に努めるものとする。

5 交付対象事業の公表

本事業の適正実施と透明性の確保を図るため、都道府県知事は、交付対象事業が完了した場合、実施した事業の概要について、都道府県のホームページへの掲載等により、事業完了年度の翌年度の7月末までに公表を行うものとする。

6 PFI法の活用

本事業により、地方公共団体が公益的施設を整備する場合は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）の活用にも努めるものとする。

7 管理運営

(1) 管理運営

事業実施主体は、本事業により交付金を受けて整備した施設等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

(2) 管理委託

施設等の管理は、原則として、整備後施設の所有者が行うものとする。

ただし、整備後施設の所有者が当該施設の管理運営を直接行い難い場合には、整備目的が確保される場合に限り、原則として、コンソーシアムの構成員に、当該施設の管理運営をさせることができるものとする。

(3) 指導監督

都道府県知事及び市町村長は、本事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体の長（管理を委託している場合は管理主体の長。）に対し、適正な管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、都道府県知事は、関係書類の整備、施設等の管理、処分等において適切な措置を講じるよう、十分に指導監督するものとする。

(4) 定額交付金事業の取扱い

定額交付金の事業については、特にその交付金の使途について厳正に管理することとし、使途を証明する領収書等関係書類等を整備しておくものとする。

(5) 交付金の経理の適正化

交付金に係る経理は、「都道府県の事務費に対する補助金の経理の適正化について」（平成7年11月20日付け7経第1741号農林水産事務次官依命通知）により厳正に行うものとする。

(6) 事業名等の表示

本事業により整備した施設等には、本事業名等を表示するものとする。

8 その他

本事業の実施につき必要な事項については、「食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業交付金に係る交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて」（令和3年12月24日付け3畜産第1342号農林水産省畜産局長通知）を準用するものとする。

別表 1 (補助対象要件及び交付率)

事業・メニュー	補助対象要件	交付率
1 食肉流通構造高度化・輸出拡大事業	(1) コンソーシアム推進事業 コンソーシアム計画を策定及び実行するための協議会の開催、調査、研修等に要する経費 次に掲げる事項のいずれかを満たし、コンソーシアム推進事業の対象として明確に区分できるものであり、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。なお、その整理に当たっては、別表 3 の費目ごとに整理するとともに特別会計等の区分整理を行うものとする。 ア 畜産農家の生産技術・衛生対策等の向上を図るための研修会を開催する場合は、外部講師の旅費及び謝金や会場借料、資料作成費等、コンソーシアムにおいて生産技術を強化するために必要となる経費であること。 イ 食肉処理施設の処理加工技術を強化するための研修会及び調査を実施する場合は、食肉等処理加工従事者の処理加工技術向上を図る研修の受講経費、研修会開催のための外部講師の旅費及び謝金や会場借料、資料作成費、国内外の新たな市場における需要に対応した食肉加工技術に係る調査経費等、コンソーシアムにおいて処理加工技術を強化するために必要となる経費であること。 ウ 消費者ニーズの把握等の食肉等の販売企画力を強化するための調査を実施する場合は、アンケート調査、実需者等との意見交換会の開催、国内外の新たな市場における需要状況の調査に要する経費等、コンソーシアムにおいて食肉流通を強化するために必要となる経費であること。 エ 食肉処理施設の用地確保のための調整会議、測量等環境調査、住民説明会等に必要となる経費であること。 オ 本事業の実施計画を推進するための取組を行う場合は、コンソーシアムを推進するために直接必要とする別表 2 の経費であること。	定額

	(2) 食肉処理施設整備事業	コンソーシアム計画に基づき実施する食肉処理施設（と畜（枝肉までの処理）から部分肉加工まで一貫して実施する食肉処理施設をいう。）の再編合理化等に必要な施設整備、機械導入等 ア 機械器具設備 搬入、けい留、と畜、解体、内臓処理、部分肉加工、精肉加工、搬送、懸肉、冷蔵、冷凍、保管、包装、出荷、給水、排水・污水处理、衛生管理、副産物等処理、T S E 対応、災害時対応設備その他食肉の処理加工に必要な設備の整備 イ 上屋等 食肉処理施設の建築物、病畜棟、環境保全施設、交差汚染防止対策施設その他食肉の処理加工に必要な建築物の整備 ウ その他 機械器具設備及び上屋等の整備に係る設計費及び諸経費、既存施設の廃棄にかかる経費	1/2 以内
--	-----------------------	--	--------

別表 2 (交付対象経費)

費目	細目	内容	注意点
事業費	会場借料	事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として	
	通信運搬費	事業を実施するために直接必要な郵便代及び運送代に係る経費	・切手は物品受払簿で管理すること。
	借上費	事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、ほ場等の借上げ経費	
	印刷製本費	事業を実施するために直接必要な資料等の印刷に必要な経費	
	資料購入費	事業を実施するために直接必要な図書及び参考文献に係る経費	
	原材料費	事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要な材料に係る経費	・原材料は物品受払簿で管理すること。
	消耗品費	事業を実施するために直接必要な次の物品に係る経費 ・短期間（交付事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う少額な物品の経費 ・ＣＤ－ＲＯＭ等の少額な記録媒体 ・試験等に用いる少額な器具等	・消耗品は物品受払簿で管理すること。
旅費	委員旅費	事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	講師旅費	事業を実施するために直接必要な研修会等で講演を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	調査員旅費	事業を実施するために直接必要な事業実施主体が行う資料収	

		集、各種調査、打合せ、成果発表等の実施に必要な経費	
謝金		事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・事業実施主体の代表者及び事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。
委託費		本事業の交付目的たる事業の一部分（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者（応募団体が民間企業の場合、自社を含む。）に委託するために必要な経費	・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・交付金の額の 50%未満とすること。 ・事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 ・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限る。
役務費		事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは本事業の成果とは成り立たない分析、試験、加工等を専ら行う経費	
雑役務費	手数料	事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料	
	印紙代	事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙の経費	

別表 3 (施設等の基準)

施設等	交付対象基準
産地食肉センター	・整備する場合には、次に定める全ての要件に適合するものであること。 (a) 当該施設は、原則として食肉の流通合理化に係る都道府県計画に基づくものであること。 (b) 当該施設の整備について、食肉の流通合理化に係る都道府県計画に基づく整備計画を作成し、都道府県知事による承認を受けていること。 (c) 当該施設から発生する特定部位（と畜場法施行規則（昭和 28 年厚生省令第 44 号）別表第 1 に掲げるものをいう。）の適切な処理及び畜産副産物の区分管理等 T S E に対応した体制が確立していること又は確立することが見込まれること。 (d) 食肉の効率的な出荷が可能で、出荷形態は主として部分肉又は部分肉以上に加工度の高い商品であること。 (e) 豚の処理工程を新たに整備する場合にあっては、その他の畜種の処理工程と分離されていること。 (f) 当該施設を整備後の 1 日当たりの処理能力（肥育豚換算）がおおむね 700 頭以上の規模となること。 ただし、別記 1 の第 4 の 2 (4) のただし書に当てはまる場合はこの限りでない。
けい留施設	・生体検査場所を含むものとし、同施設には、獣畜の飲水設備を設置するものとする。（特段の事由がある場合は、この限りではない。）
と畜解体・内臓処理施設	・と畜場法（昭和 28 年法律第 114 号）第 4 条第 1 項の規定により都道府県知事等が許可し、又は許可する見込みのあるものであることとする。
懸肉施設	
冷蔵冷凍施設	・冷蔵冷凍施設は、その全部又は一部に枝肉の急速冷却能力（牛の枝肉にあっては 24 時間以内、豚の枝肉にあっては 12 時間以内に枝肉の中心温度を 5℃以下に冷却する能力をいう。）を有する冷却装置を備えた冷蔵庫であるものとする。また、枝肉及び部分肉についてそれぞれ 1 日当たりのと畜解体処理能力（頭数分）のおおむね 2 倍程度の冷蔵保存能力を有し、かつ枝肉の冷蔵施設については、枝肉懸吊装置等を備えていることとする。なお、保管を目的としない食肉等急冷設備は交付対象としない。
部分肉加工施設	
輸送施設	
給排水施設	
その他の施設・設	

備	
副産物等処理施設	
衛生管理施設	・次の（a）、（b）又は（c）の基準に適合すること。 （a）と畜場法施行令（昭和 28 年政令第 216 号）、と畜場法施行規則、「食肉処理業に関する衛生管理について」（平成 9 年 3 月 31 日付け衛乳第 104 号厚生省生活衛生局長通知）及び「と畜場の施設及び設備に関するガイドラインについて」（平成 6 年 6 月 23 日付け衛乳第 97 号厚生省生活衛生局乳肉衛生課長通知）を順守するために、都道府県知事（保健所を設置する市にあっては市長）が事業実施主体に文書で改善又は新設を指摘した設備（設計図等から衛生管理施設以外の部分と区分できるものに限る。）であること。 （b）食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成 10 年法律第 59 号）に基づく高度化基準に適合する旨の認定を受けた高度化計画又は高度化基盤整備計画の実施に必要な設備であること。 （c）輸出に係る設備であって、輸出先国が定める衛生基準等を順守するために必要なもの（一般衛生管理施設については、高度な衛生管理の実施に必要な場合に限り更衣室、便所及び手洗所も含む。）であること。
ハラール対応施設	・輸出先国等が定めるハラール認証の基準を順守するために必要な設備であること。
動物福祉対応施設	・輸出に係る設備であって、輸出先国等が定める動物福祉の基準を順守するために必要な設備であること。
環境保全施設	・污水处理施設を対象とする場合は、当該施設から発生する汚水を水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 3 条第 1 項の規定に定められた排水基準以下に処理し得る能力を有すること。
T S E 対応施設	
交差汚染防止対策施設	・原則として、食肉処理施設を囲う野生鳥獣の進入防止柵、排水溝及び車両消毒施設とし、駐車場、車両通路及びそれらに係る舗装経費は対象としない。
災害対応設備	・停電時において必要とされる適度の電力容量を確保するための機器とする。

別表 4（上限事業費）

整備事業の内容	上限事業費
食肉流通構造高度化・輸出拡大事業	施設整備の場合は、9,500 千円×1 日当たりの処理能力頭数（牛は 1 頭につき豚 4 頭に換算する。以下「肥育豚換算」という。）。 廃棄の場合は、150 千円×1 日当たりの処理能力頭数（肥育豚換算）。

注：施設本体の建設及び設置に必要な経費を対象とし、消費税、代行施行管理料、製造請負管理料及び設計費は上限事業費の算定対象としない。

別表 5（事業実施状況報告及び評価報告に記載すべき項目）

1	事業実施状況に関する一般的な項目 要綱別紙様式第 9 号に規定されている項目を含み記載するものとする。 また、要綱別表の事業内容欄の 1 の事業については、別紙様式第 2 号に規定されている項目を含み記載するものとする。
2	事業実施後の地区における現状と事業の総合評価に関する項目 事業実施後の地区における現状と事業の総合評価を幅広く数値等も交えて、具体的に記載するものとする。
3	事業実施状況に関する詳細な項目 「利用量」、「利用率」、「収支差」、「収支率」及び「累積赤字」について、事業実施後の状況を記載するものとする。
4	事業の効果及び改善方策に関する項目 「事業の効果（輸出先国別の輸出向け出荷量及び出荷額の年度ごとの実績値を含む。）」、「事業実施後の課題」及び「改善方策（改善の必要がある場合）」について記載するものとする。
5	畜産物輸出に向けた体制整備の取組に関する項目 事業実施後の状況がわかる資料を添付するものとする。
ア	H A C C P 等認定 認定取得の状況について記載するものとする。
イ	ハラール認証取得 認証取得の状況について記載するものとする。
ウ	その他輸出向け出荷量又は出荷額の増加に直接資する設備（C A（環境制御型）貯蔵施設等）の導入等の状況について記載するものとする。
6	その他事業実施状況報告に必要な項目